

## 令和8年度しそうクリーンセンター等処理薬品購入業務仕様書

No.	品名	規格等	1回当たり 発注予定量	年間発注 予定量	年間発注 予定回数	備考
1	硫酸バンド	JISK1450-1996規格品 酸化アルミニウム8%以上	4,000 kg	32,000 kg	8回	ローリーにて搬入
2	苛性ソーダ	JWWA K122-1976規格品 25%溶液	3,100 kg	24,800 kg	8回	ローリーにて搬入
3	次亜塩素酸ソーダ	低食塩次亜 有効塩素6%以上	1,400 kg	4,200 kg	3回	ローリーにて搬入
4	消泡剤	第一工業製薬株 アンチフロスM-8又は同等品以上	270 kg	270 kg	1回	一斗缶にて搬入
5	汚泥脱水用凝集剤 カチオン系	汚泥脱水用高分子凝集剤 カチオン系	150 kg	600 kg	4回	※1 袋にて搬入
6	水処理活性炭	ダイヤホープQ又は同等品以上 球状炭でウェット品	1,000 kg	1,000 kg	1回	※2 ユニック車にて搬入
7	希硫酸	62.5%溶液 25kg入ポリ容器	750 kg	1,500 kg	2回	ポリ容器にて搬入

No.1～6の納入先は、しそうクリーンセンター（宍粟市一宮町嶋田337-5）

No.7の納入先は、宍粟北残渣最終処分場浸出水処理施設（宍粟市千種町岩野辺177-157）とする。

### ●注意

- ・ 苛性ソーダについては劇物ですので、見積りされる場合は毒物劇物一般販売業登録票の写しも合わせて提出してください。（提出がない場合、入札無効になります。）

※1 汚泥脱水用高分子凝集剤（カチオン系）

- ・ ケーキ含水率は概ね84%以下を確保すること。
- ・ 脱水液は透明度がよいこと。
- ・ 凝集溶液の希釈水は井戸水なので、藻の発生防止策を講じること。
- ・ 自動溶解槽と遠心脱水機による脱水に使用する凝集剤であること。
- ・ 年間を通じて安定して対応、供給できる凝集剤であること。
- ・ 選定商品により脱水能力の低下等を起こした場合は、納入者の費用により検査を行い適正な薬品に変更すること。

## ※2 水処理活性炭

- ・ 活性炭の同等品の確認については、発注者の承認が必要となるため、同等品確認票にて質疑を行うこと。その際、メーカー名・規格等を記載し、必ずカタログ（写）を添付すること。承認は質疑回答にて行うこととし、事前に承認を受けていないものについては「無効」扱いとする。**ただし、活性炭の場合は設備の性質上、球状炭でウェット品とすること。**
- ・ 選定商品により処理の低下等を起こした場合は、納入者の費用により検査を行い適正な薬品に変更すること。
- ・ 水処理活性炭は納入と同時に廃炭処理もあるため、廃炭の持帰り・処分費用も含めた単価を入れること。  
（廃炭量は、納入1回につきコンテナバッグ約2袋～3袋発生）
- ・ 活性炭の同等品以上による見積りの場合は、メーカーの証明（同等品以上であることの証明）を添付すること。

## ※ 全体

- ・ 1回あたりの予定発注量はあくまで予定であり、増減することがあります（特に液体薬品）。また、年度末等には少量での発注となる場合があります。
- ・ 単価見積りの最低位は、円未満小数点第2位までとします。よって、円未満第3位以下の記載があった場合は、記載のあった薬品の見積りを無効とします。
- ・ 小数点以下円未満の単価を記入する場合は、コンマ及び下線を忘れないこと（例：55.5 55.55 など）。
- ・ 最終的に請求額に円未満の端数が生じた場合は、円未満端数は切り捨てて、請求することとします。